

船舶事故等調査報告書

平成25年12月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第131号
事故等種類	衝突（かき筏 ^{いかだ} ）
発生日時	平成25年7月27日（土） 21時05分ごろ
発生場所	広島県広島港第3区 広島県広島市所在の広島港西防波堤灯台から真方位265° 1.6海里付近 （概位 北緯34° 20.5′ 東経132° 25.3′）
事故等調査の経過	平成25年8月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	小型兼用船 セレッサ、2.8トン HS3-38618（漁船登録番号）、個人所有 第270-45734号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 船底に擦過傷、プロペラ翼に曲損 かき筏 折損、かきを付けたロープが数本脱落
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、広島港第3区を約12ノットの対地速力で手動操舵によって西進した。 船長は、かき筏の標識灯が見当たらなかったため、近くにかき筏はないものと思って航行していたところ、平成25年7月27日21時05分ごろ広島市草津漁港南東方沖のかき筏（以下「本件かき筏」という。）に衝突した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
その他の事項	本件かき筏を含むかき養殖施設は、東西方向の長さが約630m、南北方向の長さが約260mであり、北東端及び南東端に標識灯が設置され、8連のかき筏（竹製、1連の長さ約20m、幅約10m）が東西方向に7列配置されていた。 北東端の標識灯の要目は、電球の色が黄色、灯質が毎4秒に1閃光、電源が太陽電池式及び光達距離が約5.5kmであり、南東端の標識灯の要目は、電球の色が黄色、灯質が毎4秒に1閃光、電源が乾電池式及び光達距離が約5.0kmであった。 本船は、一本釣り漁を行う漁船であったが、本事故当日は花火大会の観賞の目的で航行していた。 船長は、事前にかき養殖施設の位置を調べていたが、かき養殖施設

	に設置された標識灯が見えるものと思い、レーダーを使用していなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、広島港第3区を西進中、船長が、かき筏の標識灯が見当たらなかったため、近くにかき筏はないものと思い、レーダーを活用するなどして見張りを適切に行わなかったことから、本件かき筏と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、広島港第3区を西進中、船長が見張りを適切に行わなかったため、本件かき筏と衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島港第3区の草津漁港南東方沖には、かき養殖施設が多数設置されているので、夜間に航行する場合、レーダーを活用するなどして適切な見張りを行うこと。